

『働き方改革』で産業医の機能強化～従業員も役割を知って活用を

製造業においては、工場などの作業環境は刻々と変化しますので、産業

●産業医って何する人？

2017年3月28日に公表された政府の『働き方改革実行計画』には、「労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化」が盛り込まれています。治療と仕事を両立するため、あるいは過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されることを目指すものです。

『働き方改革実行計画』公表に先立って、『産業医制度の在り方に関する検討会報告書』が2016年12月26日に公表されています。産業医とは、事業場において、専門的な立場から労働者の健康管理等に関する指導・助言を行う医師のことです。この検討会は、産業現場のニーズを踏まえつつ、産業医の位置付けや役割などについて検討することを目的に開催されました。

その背景に、過労死対策やメンタルヘルス対策、疾病や障害があるなど、多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増し、産業医に求められる役割が変化、対応すべき業務が増加していることがあります。

報告書では、近年、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等も重要となっていること、これらに対して必要な措置を講じるための情報収集の手段として、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせるのが有効と考えられることが指摘されています。

囑託産業医の、より効率的かつ効果的な職務の実施という観点からの指摘であり、これを受けて産業医に関する労働安全衛生法令が改正になりました(2017年6月1日施行)。

●産業医に関する法令の改正

労働安全衛生法令では、労働者数50名以上の事業場において事業者は産業医を選任しなくてはならないと定められており、改正前は以下の

義務が課せられていました。

- ①産業医は、少なくとも毎月1回の職場巡視を行い、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。
- ②事業者は、健康診断で異常の所見があると診断された労働者について、その労働者の健康保持に必要な措置について、医師等からの意見を聴取する。
- ③事業者は、休憩時間を除き、1か月当たりの時間外労働が100時間を超える労働者について、当該労働者の申し出に基づいて医師による面接指導を行う。

一方、改正後の内容は以下の通りです。

- (1) 事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報(※)が提供されることと、事業者の同意があるという条件のもと、職場巡視を2か月に1回以上にできる。
- (※) 所定の情報とは「衛生管理者が毎週1回以上行う作業場等の巡視の結果」、「衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供するとしたものをいう。
- (2) 事業者は、各種健康診断の有所見者について、医師等が意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を、当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならない(義務規定)。
- (3) 事業者は、毎月1回以上一定の期日を定めて、休憩時間を除き、1か月当たりの時間外労働が100時間を超える労働者の氏名および当該労働者の超えた時間に関する情報を、産業医に提供しなければならない(義務規定)。

●長時間労働者への対応強化

改正前の①②③と改正後の(1)(2)(3)を読み比べていただくと、今回の改正の意図がくみ取れるのではないのでしょうか。

医師が毎月巡視して労働者の実態を知り、労働衛生上の問題点を指摘することは、労働者をケガや病気から守る上で意味があります。

一方、オフィスワークに関しては、必ずしも毎月巡視することに意味があるとは言えず、それよりも長時間労働者への面談等を手厚くすることに注力したほうがよいのではないかとという問題意識が背景にあります。

また、改正前は、時間外労働が100時間を超える労働者が医師の面接指導を受けるには、自ら申し出る必要があり、長時間労働をしている労働者に面接指導を受ける時間の余裕があるのか、そもそもそのような規定すら知らないのではないかと懸念がありました。改正により、事業者の情報提供を義務付けた意義は大きいと言えます。

産業医の役割強化が真に機能するためには、企業のニーズに応じた専門性を産業医が備えているかどうかポイントです。たとえば、社員のメンタルヘルスに力を入れたいというのであれば、精神科の専門医を産業医として選ぶなどです。

●改正により危惧されること

経営者の視点で考えれば、労働安全に関する費用は単なるコストとみなされがちです。今回の改正を、月1回の産業医巡視が2か月に1回でよくなる、すなわち産業医に支払う費用を安くできると捉えられてしまう可能性があります。

注目を集めた「罰則付き時間外労働の上限規制」において、「月100時間までは時間外労働が可能」と誤解する経営者がいることから、あながち杞憂とも言えません。

労働者は、自らを守る法律の内容を知り、事業者に果たすべき義務を履行させる意識を持つことが重要です。産業医の役割強化は「働き方改革」と不可分なのです。

(クルー 内藤真弓)